

## 第3章 不登校

### 1. 「不登校」のとりえ方

不登校（登校拒否）については、学校不適対策調査研究協力者会議（平成4年）において、以下のように定義され、学校基本調査でもこの定義が用いられている。

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいう。

なお、不登校については、学校基本調査において、年度内に30日以上欠席した児童生徒を長期欠席者として、その欠席理由を「病気」「経済的理由」「学校ぎらい」「その他」に区分して調査していたが、その後「不登校」という用語が一般的に使用されるようになり、平成10年度から、上記区分のうち「学校ぎらい」を「不登校」に名称変更した。

3-1表 学校基本調査における「不登校」の調査対象の変化

区分	昭和41年度～平成2年度	平成3年度～平成9年度	平成10年度以降
調査対象	「学校ぎらい」で50日以上欠席した児童生徒	「学校ぎらい」で50日、30日以上欠席した児童生徒	「不登校」で30日以上欠席した児童生徒（平成10年度については50日以上も調査）

### 2. 不登校児童生徒数の推移

平成19年度の小・中学校（中等教育学校前期課程を含む）における不登校児童生徒数は129,255人となり、2年連続の増加となった。平成3年度の66,817人に比べると、ほぼ2倍に増加している。

また、全児童生徒数に占める割合は、小学校で0.34%、中学校で2.91%、全体で1.20%となっており、中学生の割合は過去最高となっている。小学生298人に1人、中学生34人に1人の割合で不登校になっている。

このことは、義務教育の制度の下、児童生徒が将来の自立に向けて基礎的・基本的な学習内容や社会性などを身に付ける上で、早急に対応しなければならない状況になっていると言える。

なお、平成16年度からは、高等学校における長期欠席の状況等についての調査が開始されたところであり、その調査結果等を40ページ以降に掲載している。

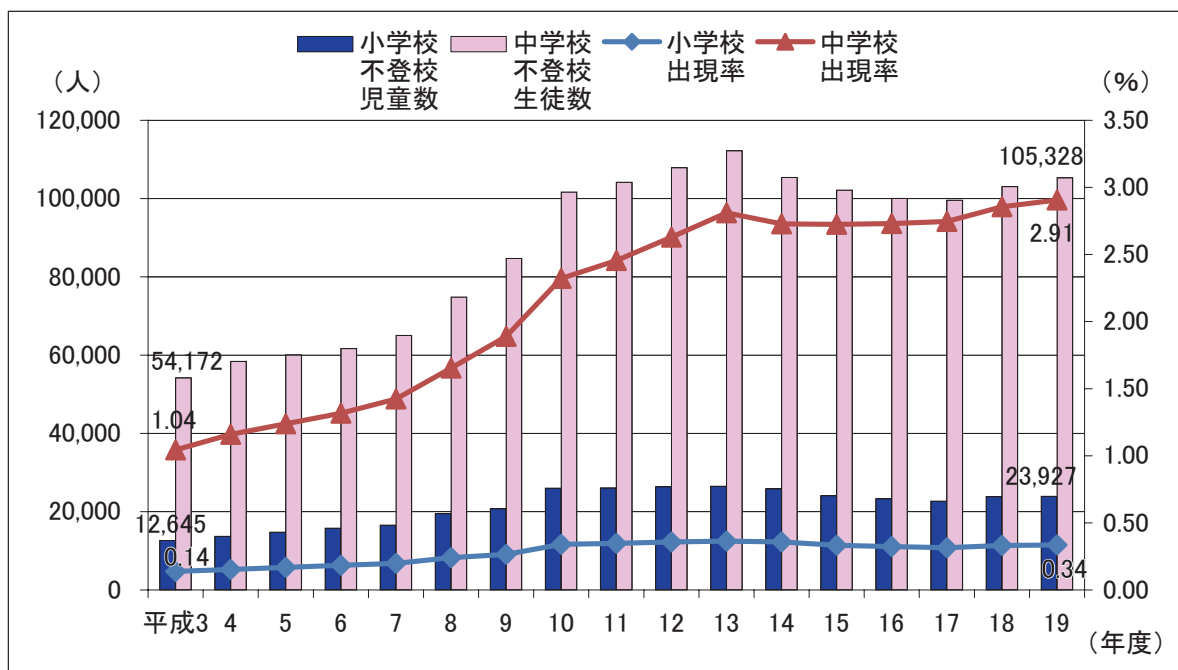
3-2表 不登校児童生徒（30日以上欠席者）数等の推移

区 分	小 学 校				中 学 校				計	
	(A) 全児童数 (人)	(B) 不登校児童数 (人)	不登校児童数の増 ▲減率 (%)	(B/A) ×100 (%)	(A) 全生徒数 (人)	(B) 不登校生徒数 (人)	不登校生徒数の増 ▲減率 (%)	(B/A) ×100 (%)	不登校児童生徒数の合計 (人)	出現率 (%)
平成3年度	9,157,429	12,645	—	0.14	5,188,314	54,172	—	1.04	66,817	0.47
4年度	8,947,226	13,710	8.4	0.15	5,036,840	58,421	7.8	1.16	72,131	0.52
5年度	8,768,881	14,769	7.7	0.17	4,850,137	60,039	2.8	1.24	74,808	0.55
6年度	8,582,871	15,786	6.9	0.18	4,681,166	61,663	2.7	1.32	77,449	0.58
7年度	8,370,246	16,569	5.0	0.20	4,570,390	65,022	5.4	1.42	81,591	0.63
8年度	8,105,629	19,498	17.7	0.24	4,527,400	74,853	15.1	1.65	94,351	0.75
9年度	7,855,387	20,765	6.5	0.26	4,481,480	84,701	13.2	1.89	105,466	0.85
10年度	7,663,533	26,017	25.3	0.34	4,380,604	101,675	20.0	2.32	127,692	1.06
11年度	7,500,317	26,047	0.1	0.35	4,243,762	104,180	2.5	2.45	130,227	1.11
12年度	7,366,079	26,373	1.3	0.36	4,103,717	107,913	3.6	2.63	134,286	1.17
13年度	7,296,920	26,511	0.5	0.36	3,991,911	112,211	4.0	2.81	138,722	1.23
14年度	7,239,327	25,869	▲ 2.4	0.36	3,862,849	105,383	▲ 6.1	2.73	131,252	1.18
15年度	7,226,910	24,077	▲ 6.9	0.33	3,748,319	102,149	▲ 3.1	2.73	126,226	1.15
16年度	7,200,933	23,318	▲ 3.2	0.32	3,663,513	100,040	▲ 2.1	2.73	123,358	1.14
17年度	7,197,458	22,709	▲ 2.6	0.32	3,626,415	99,578	▲ 0.5	2.75	122,287	1.13
18年度	7,187,417	23,825	4.9	0.33	3,609,306	103,069	3.5	2.86	126,894	1.18
19年度	7,132,874	23,927	0.4	0.34	3,624,113	105,328	2.2	2.91	129,255	1.20

(注) 調査対象：国公立小・中学校（平成18年度から中学校には中等教育学校前期課程を含む）以下同じ

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

3-3図 不登校児童生徒（30日以上欠席者）数等の推移



(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

【参考資料】

《50日以上欠席（昭和41年度～平成10年度）の不登校児童生徒数の推移》

不登校児童生徒の数は、昭和41年度から昭和49年度までは減少傾向にあったが、中学校では昭和50年度から、小学校では昭和58年度から、増加し始めた。

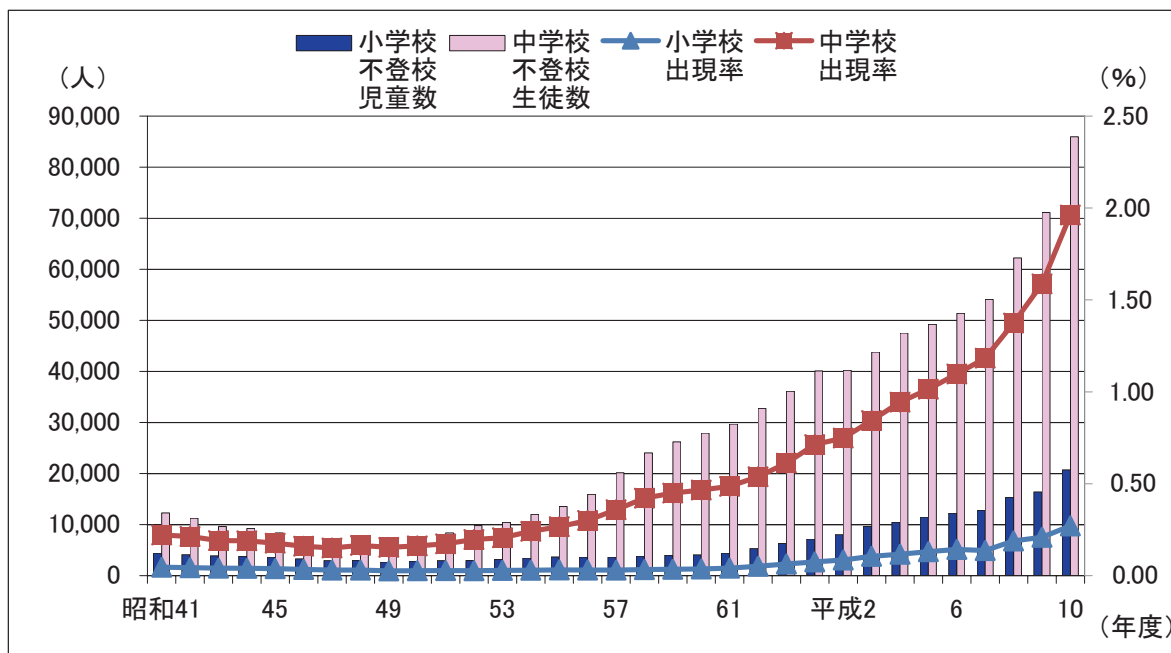
3-4表 不登校児童生徒（50日以上欠席者）数等の推移

区 分	小 学 校				中 学 校				計	
	(A) 全児童数 (人)	(B) 不登校児童数 (人)	不登校児童数の増▲減率 (%)	(B/A) ×100 (%)	(A) 全生徒数 (人)	(B) 不登校生徒数 (人)	不登校生徒数の増▲減率 (%)	(B/A) ×100 (%)	不登校児童生徒数の合計 (人)	出現率 (%)
昭和41年度	9,584,091	4,430	—	0.05	5,555,762	12,286	—	0.22	16,716	0.11
42年度	9,452,071	4,111	▲ 7.2	0.04	5,270,854	11,255	▲ 8.4	0.21	15,366	0.10
43年度	9,383,182	3,875	▲ 5.7	0.04	5,043,069	9,631	▲ 14.4	0.19	13,506	0.09
44年度	9,403,193	3,807	▲ 1.8	0.04	4,865,196	9,239	▲ 4.1	0.19	13,046	0.09
45年度	9,493,485	3,626	▲ 4.8	0.04	4,716,833	8,357	▲ 9.5	0.18	11,983	0.08
46年度	9,595,021	3,292	▲ 9.2	0.03	4,694,250	7,522	▲ 10.0	0.16	10,814	0.08
47年度	9,696,133	2,958	▲ 10.1	0.03	4,688,444	7,066	▲ 6.1	0.15	10,024	0.07
48年度	9,816,536	3,017	2.0	0.03	4,779,593	7,880	11.5	0.16	10,897	0.07
49年度	10,088,776	2,651	▲ 12.1	0.03	4,735,705	7,310	▲ 7.2	0.15	9,961	0.07
50年度	10,364,846	2,830	6.8	0.03	4,762,442	7,704	5.4	0.16	10,534	0.07
51年度	10,609,985	2,951	4.3	0.03	4,833,902	8,362	8.5	0.17	11,313	0.07
52年度	10,819,651	2,965	0.5	0.03	4,977,119	9,808	17.3	0.20	12,773	0.08
53年度	11,146,874	3,211	8.3	0.03	5,048,296	10,429	6.3	0.21	13,640	0.08
54年度	11,629,110	3,434	6.9	0.03	4,966,972	12,002	15.1	0.24	15,436	0.09
55年度	11,826,573	3,679	7.1	0.03	5,073,302	13,536	12.8	0.27	17,215	0.10
56年度	11,924,653	3,625	▲ 1.5	0.03	5,299,282	15,912	17.6	0.30	19,537	0.11
57年度	11,901,520	3,624	▲ 0.0	0.03	5,623,975	20,165	26.7	0.36	23,789	0.14
58年度	11,739,452	3,840	6.0	0.03	5,706,810	24,059	19.3	0.42	27,899	0.16
59年度	11,464,221	3,976	3.5	0.03	5,828,867	26,215	9.0	0.45	30,191	0.17
60年度	11,095,372	4,071	2.4	0.04	5,990,183	27,926	6.5	0.47	31,997	0.19
61年度	10,665,404	4,407	8.3	0.04	6,105,749	29,673	6.3	0.49	34,080	0.20
62年度	10,226,323	5,293	20.1	0.05	6,081,330	32,748	10.4	0.54	38,041	0.23
63年度	9,872,520	6,291	18.9	0.06	5,896,080	36,110	10.3	0.61	42,401	0.27
平成元年度	9,606,627	7,179	14.1	0.07	5,619,297	40,087	11.0	0.71	47,266	0.31
2年度	9,373,295	8,014	11.6	0.09	5,369,162	40,223	0.3	0.75	48,237	0.33
3年度	9,157,429	9,652	20.4	0.11	5,188,314	43,796	8.9	0.84	53,448	0.37
4年度	8,947,226	10,449	8.3	0.12	5,036,840	47,526	8.5	0.94	57,975	0.41
5年度	8,768,881	11,469	9.8	0.13	4,850,137	49,212	3.5	1.01	60,681	0.45
6年度	8,582,871	12,240	6.7	0.14	4,681,166	51,365	4.4	1.10	63,605	0.48
7年度	9,370,246	12,782	4.4	0.14	4,570,390	54,092	5.3	1.18	66,874	0.48
8年度	8,105,629	15,314	19.8	0.19	4,527,400	62,228	15.0	1.37	77,542	0.61
9年度	7,855,387	16,383	7.0	0.21	4,481,480	71,127	14.3	1.59	87,510	0.71
10年度	7,663,533	20,724	26.5	0.27	4,380,604	85,942	20.8	1.96	106,666	0.89

(注) 調査対象：国公私立小・中学校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）

(資料) 文部科学省『生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について』

3-5図 不登校児童生徒（50日以上欠席者）数等の推移



(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

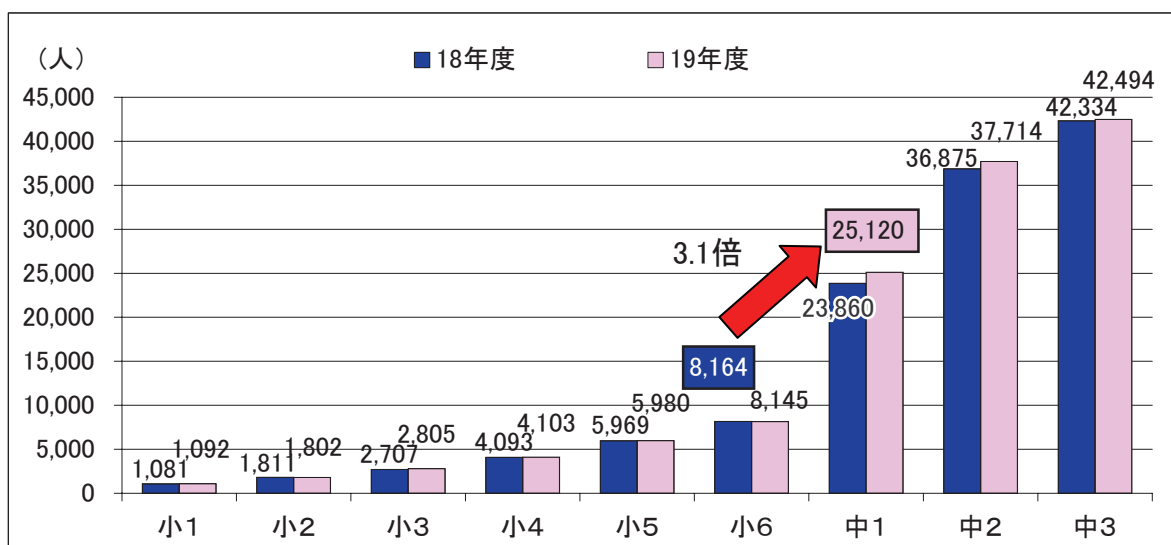
### 3. 不登校の実態分析

#### (1) 中学1年で急増する不登校

不登校児童生徒数は、小・中学校ともに学年が上がるにつれて増え、平成19年度における中学校1年では、小学校6年時（平成18年度）に比べ、約3.1倍と大幅に増加している。

このことから、小・中学校間の円滑な接続をいかに図るかが、課題のひとつとなっている。

3-6図 学年別不登校児童生徒（30日以上欠席者）数



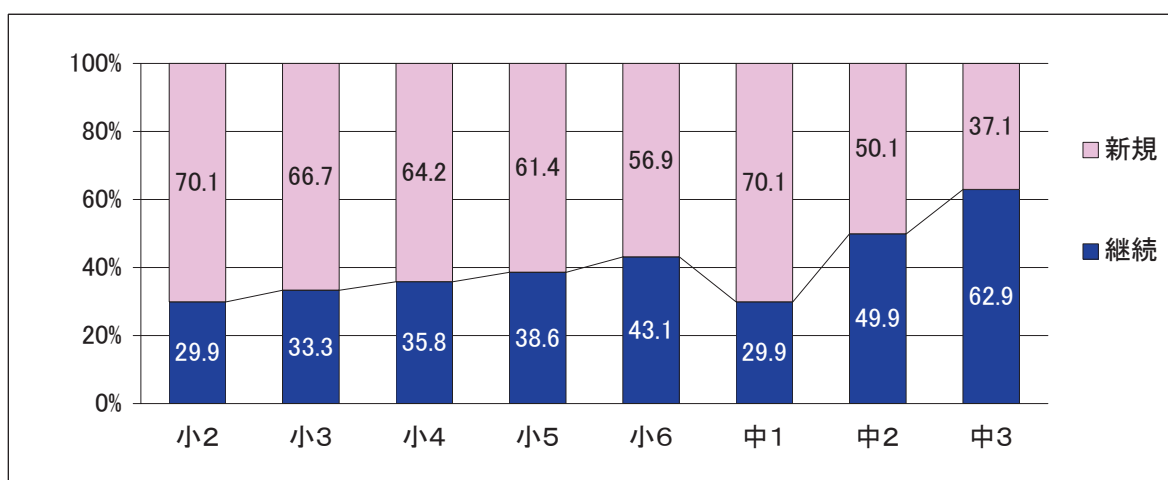
(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

## (2) 長期化する不登校

平成19年度における不登校児童生徒のうち、不登校の状態（30日以上欠席）が前年度から継続している者は半数近くとなっている。小・中学校別でみると、それぞれの学校種で学年が上がるにつれて継続している者の割合が大きくなるという傾向であり、特に、中学3年生については62.9%を占め、最も比率が高くなっている。

このことから、不登校児童生徒数の減少には、新たに不登校となる児童生徒を少なくするとともに前年度からの継続をいかに減らすかが、大きな鍵となる。

3-7図 学年別にみる継続割合（平成19年度30日以上欠席者）

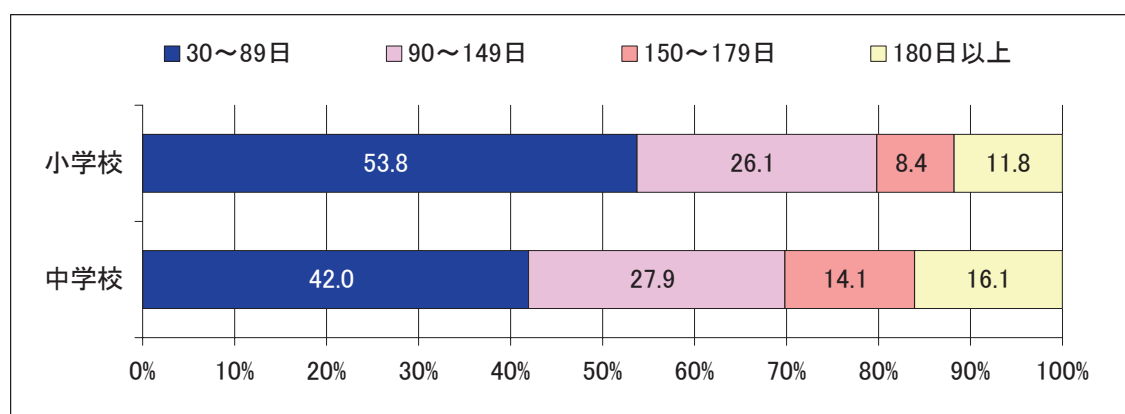


(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

## コラム 《不登校児童生徒の欠席日数別割合》

B県で、平成19年度の不登校児童生徒の年間欠席日数別の割合を調べたところ、次のようになった。小学校では、欠席日数が30日～89日の児童は53.8%であるが、中学校では42.0%となっている。中学校の方が、欠席日数が長くなる傾向にあることがうかがえる。

3-8図 不登校児童生徒の欠席日数別割合

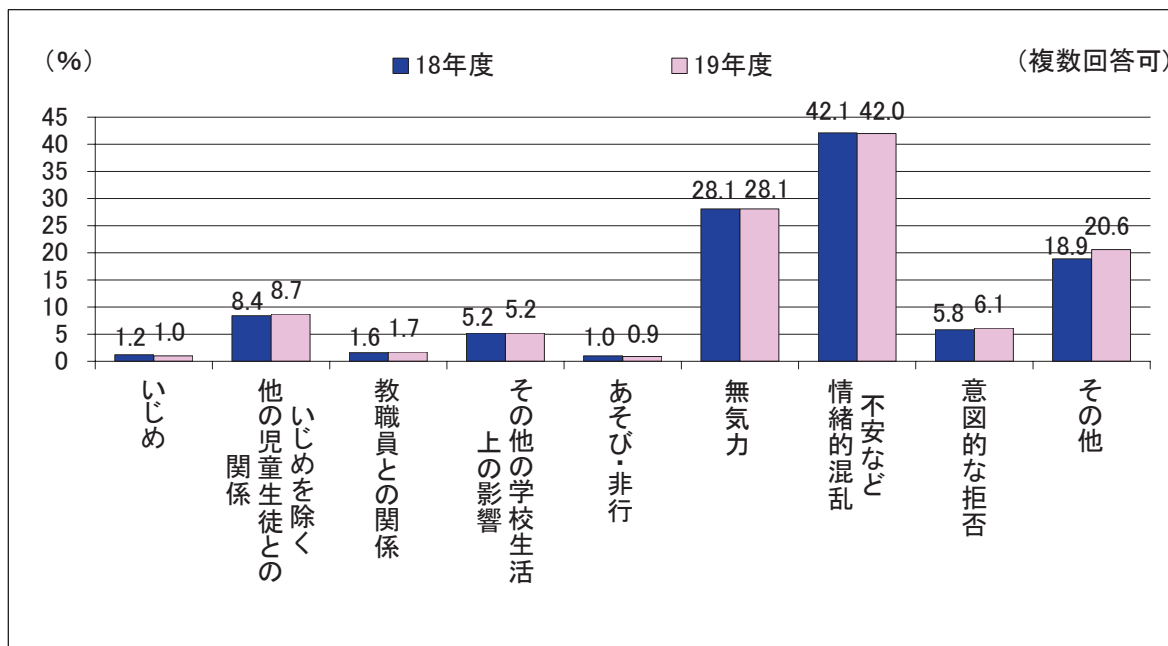


### (3) 小学校における主な継続理由は「心」の悩み

小学校においては、不登校が継続している理由として、「不安など情緒的混乱」と「無気力」が高い割合を占めており、不登校の解消には「心の問題」としての対応策が求められる。

一方、「あそび・非行」「いじめ」「教職員との関係」などが挙げられる割合は低い。

3-9図 不登校状態が継続している理由（小学校、30日以上欠席者）



「不登校状態が継続している理由」の具体的な内容は以下のとおりである。

1	いじめ	いじめを受けているため登校できない。
2	いじめを除く他の児童生徒との関係	クラスになじむことができないなどの問題で登校できない。
3	教職員との関係	教職員との人間関係で登校できない。
4	その他の学校生活上の影響	授業がわからない、試験が嫌いであるなどの上記以外の学校生活上の影響で登校できない。
5	あそび・非行	遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない。
6	無気力	無気力でなんとなく登校しない。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えにいたり強く催促すると登校するが長続きしない。
7	不安など情緒的混乱	登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しない等、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない（できない）。
8	意図的な拒否	学校に行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない。
9	その他	上記のいずれにも該当しない。

※ 不登校児童生徒全員につき、考えられるものを全て選択する。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

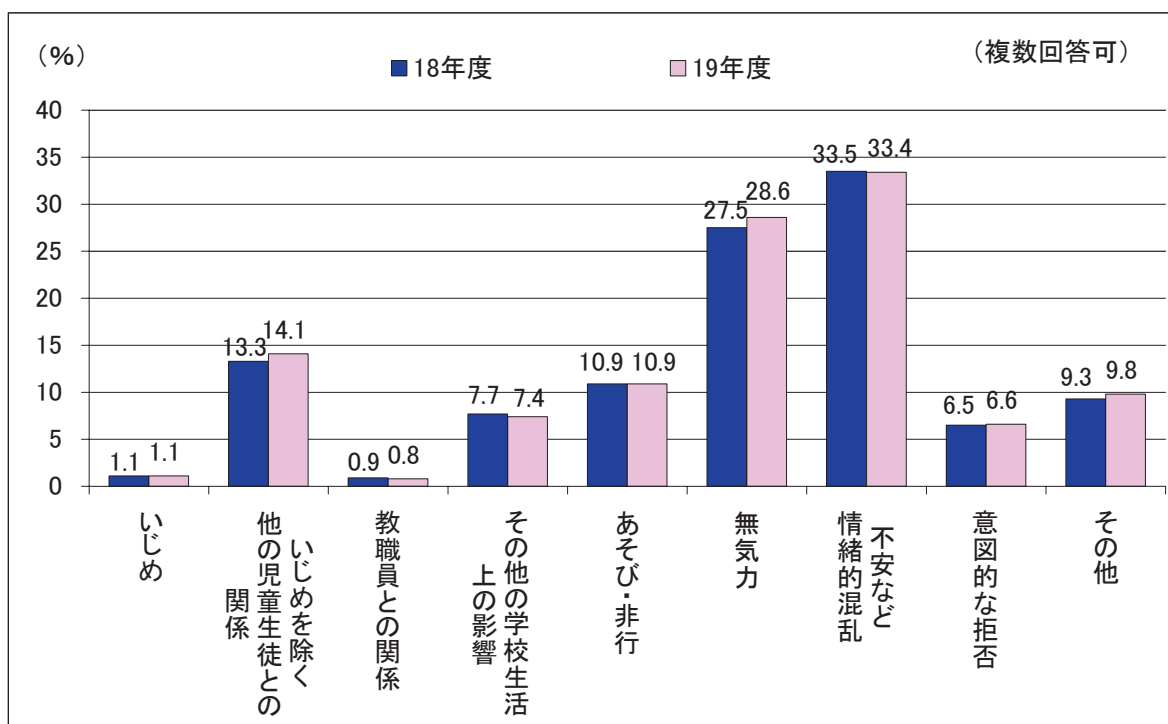
#### (4) 中学校における継続理由は多様化・複雑化

小学校同様、「不安など情緒的混乱」と「無気力」が高い割合を占め、次いで「いじめを除く他の児童生徒との関係」が多くなっている。また、「あそび・非行」が約1割となり、小学校と比較して大きく増加している。

このことから、中学校における不登校の解消には、「心の問題」に加えて、「人間関係づくり」や「非行防止」としての対応策も必要となる。

さらに、中学校は卒業後の進路選択の時期でもあり、将来の自立に向けた「進路の問題」として考える必要もあるであろう。

3-10図 不登校状態が継続している理由（中学校、30日以上欠席者）



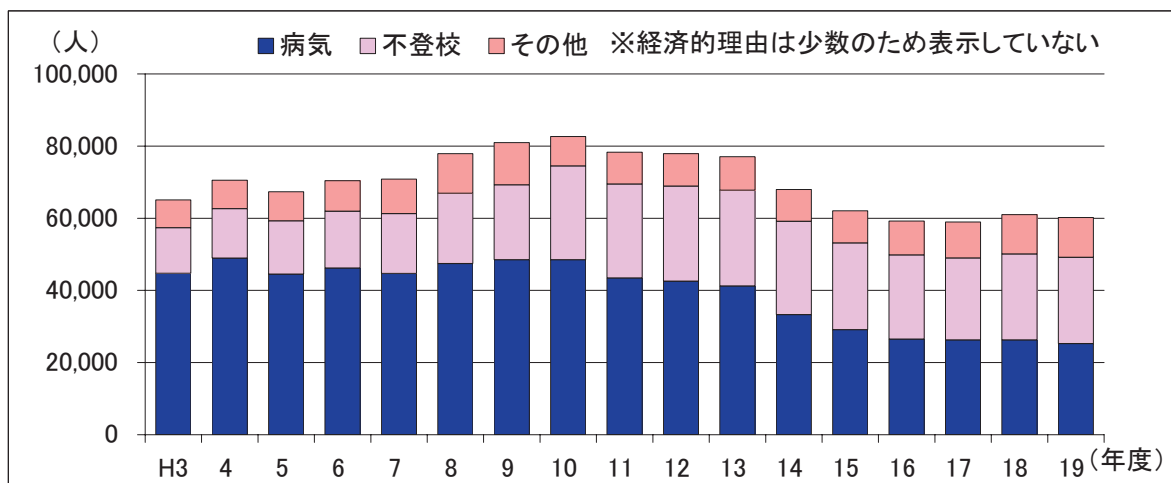
※「不登校状態が継続している理由」の具体的な内容は、小学校（3-9図）に同じ。

（資料）文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

### (5) 理由別長期欠席者数と「不登校」

小学校では、長期欠席者数に占める「病欠」の割合が最も高く、中学校では、「不登校」を理由とする割合が最も高くなっている。

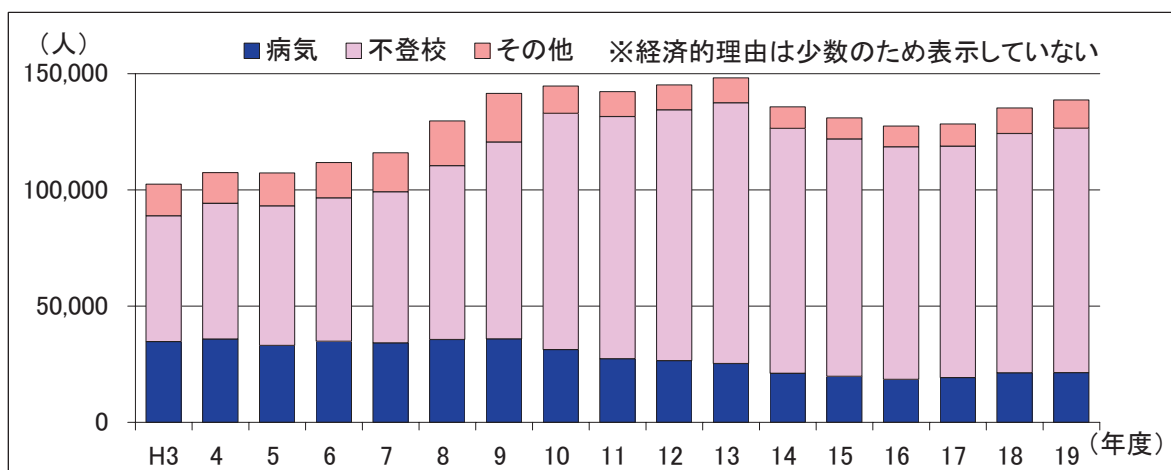
3-11図 理由別長期欠席児童数の推移（小学校、30日以上欠席者）



年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
病 欠	48,490	43,444	42,548	41,230	33,290	29,086	26,502	26,263	26,267	25,248
経済的理由	166	143	149	174	116	78	62	79	88	47
不登校	26,017	26,047	26,373	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927
その他	8,134	8,794	8,974	9,300	8,824	8,905	9,423	10,002	10,915	11,014
計	82,807	78,428	78,044	77,215	68,099	62,146	59,305	59,053	61,095	60,236

(資料) 文部科学省「学校基本調査」(平成20年度)

3-12図 理由別長期欠席生徒数の推移（中学校、30日以上欠席者）



年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
病 欠	31,272	27,359	26,518	25,248	21,049	19,737	18,474	19,216	21,309	21,320
経済的理由	480	494	372	342	262	220	191	210	193	194
不登校	101,675	104,180	107,913	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	102,957	105,197
その他	11,757	10,717	10,723	10,746	9,319	9,075	8,953	9,592	11,013	12,171
計	145,184	142,750	145,526	148,547	136,013	131,181	127,658	128,596	135,472	138,882

(資料) 文部科学省「学校基本調査」(平成20年度) (注) 中等教育学校の数値を含まない



## (6) 不登校児童生徒へのかかわり

不登校となった児童生徒が再登校するようになった働きかけに当たって特に効果のあった措置として学校が挙げているものは、小・中学校ともに「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど様々な指導・援助を行った」「登校を促すため、電話をかけたたり迎えに行くなどした」などである。

なお、登校への働きかけは、一律に「する」とか「しない」とかいうものではなく、個々の状況を的確に把握し、適切な「見立て」に基づく必要がある。欠席している児童生徒に対して、常に何らかのかかわりを持ち続けることが大切である。

3-13表 「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置

区 分		小学校 (校)	中学校 (校)	計 (校)	
学校内での指導の改善工夫	1	不登校の問題について、研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った	3,043	4,147	7,190
	2	全ての教師が当該児童生徒に触れ合いを多くするなどして学校全体で指導にあたった	2,505	3,604	6,109
	3	教育相談担当の教師が専門的に指導にあたった	1,183	2,407	3,590
	4	養護教諭が専門的に指導にあたった	1,727	3,265	4,992
	5	スクールカウンセラー等が専門的に指導にあたった	2,214	5,573	7,787
	6	友人関係を改善するための指導を行った	2,384	3,731	6,115
	7	教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した	2,691	3,661	6,352
	8	授業方法の改善、個別の指導など授業がわかるようにする工夫を行った	1,460	1,920	3,380
	9	様々な活動の場面において本人が意欲を持って活動できる場を用意した	2,656	3,071	5,727
	10	保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった	2,532	5,191	7,723
働きかけへの	11	登校を促すため、電話をかけたたり迎えに行くなどした	4,079	5,847	9,926
	12	家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど様々な指導・援助を行った	3,894	6,345	10,239
	13	保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った	3,393	4,686	8,079
と他の連携	14	教育相談センター等の相談機関と連携して指導にあたった	1,943	3,028	4,971
	15	病院等の医療機関と連携して指導にあたった	794	1,709	2,503
その他	16	その他	352	582	934

(注1) 調査対象：国公立小・中学校 (注2) 複数回答可とする

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(7) 相談機関等とのかかわり

不登校児童生徒が、相談や指導などを受けた学校外の機関等は、小学校では「教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関」が、中学校では「教育支援センター（適応指導教室）」が、それぞれ最も多い。不登校の取組の上では、今後とも教育支援センターや相談機関等の一層の整備・充実と専門的な立場からの指導の充実が望まれる。

また、学校内では、スクールカウンセラー等に相談したり、養護教諭から指導を受けたりした児童生徒が多く、校内の相談体制の充実も重要である。

3-14表 相談・指導等を受けた学校内外の機関等及び指導要録上出席扱いとした児童生徒数

区分	小学校		中学校		計			B/A		
	相談・指導等を受けた人数	指導要録上出席扱いした人数	相談・指導等を受けた人数	指導要録上出席扱いした人数	相談・指導等を受けた人数(A)	不登校児童生徒数における(A)の割合	指導要録上出席扱いした人数(B)			
学校外	①教育支援センター（適応指導教室）	18年度	3,257	2,009	13,226	10,786	16,483	13.0%	12,795	77.6%
		19年度	3,079	1,889	13,688	11,383	16,767	13.0%	13,272	79.2%
	②教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（①を除く）	18年度	3,949	710	5,766	2,139	9,715	7.7%	2,849	29.3%
		19年度	3,820	659	5,903	2,027	9,723	7.5%	2,686	27.6%
	③児童相談所・福祉事務所	18年度	2,512	246	5,521	1,065	8,033	6.3%	1,311	16.3%
		19年度	2,343	259	5,324	1,005	7,667	5.9%	1,264	16.5%
	④保健所、精神保健福祉センター	18年度	375	20	644	50	1,019	0.8%	70	6.9%
		19年度	405	19	658	43	1,063	0.8%	62	5.8%
	⑤病院、診療所	18年度	2,948	188	9,229	499	12,177	9.6%	687	5.6%
		19年度	3,093	184	9,373	533	12,466	9.6%	717	5.8%
⑥民間団体、民間施設	18年度	766	147	1,809	624	2,575	2.0%	771	29.9%	
	19年度	686	160	1,781	703	2,467	1.9%	863	35.0%	
⑦上記以外の機関等	18年度	637	73	1,706	279	2,343	1.8%	352	15.0%	
	19年度	870	84	1,878	260	2,748	2.1%	344	12.5%	
⑧上記①～⑦の機関等での相談・指導を受けた人数	18年度	11,562	3,032	34,016	14,215	45,578	35.9%	17,247	37.8%	
	19年度	11,482	2,972	34,539	15,101	46,021	35.6%	18,073	39.3%	
学校内	⑨養護教諭による専門的な指導を受けた人数	18年度	6,121	-	22,045	-	28,166	22.2%	-	-
		19年度	6,331	-	22,145	-	28,476	22.0%	-	-
	⑩スクールカウンセラー等による専門的な相談を受けた人数	18年度	7,878	-	40,967	-	48,845	38.5%	-	-
		19年度	8,217	-	41,818	-	50,035	38.7%	-	-
⑪上記⑨、⑩による相談・指導を受けた人数	18年度	11,805	-	52,672	-	64,477	50.8%	-	-	
	19年度	12,441	-	53,102	-	65,543	50.7%	-	-	
⑫上記①～⑦、⑨、⑩による相談・指導を受けた人数	18年度	16,780	-	66,474	-	83,254	65.6%	-	-	
	19年度	17,132	-	69,563	-	86,695	67.1%	-	-	

(注) ①～⑦、⑨、⑩については複数回答であり、⑧、⑪、⑫は実数。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

## コラム 《中1不登校調査》

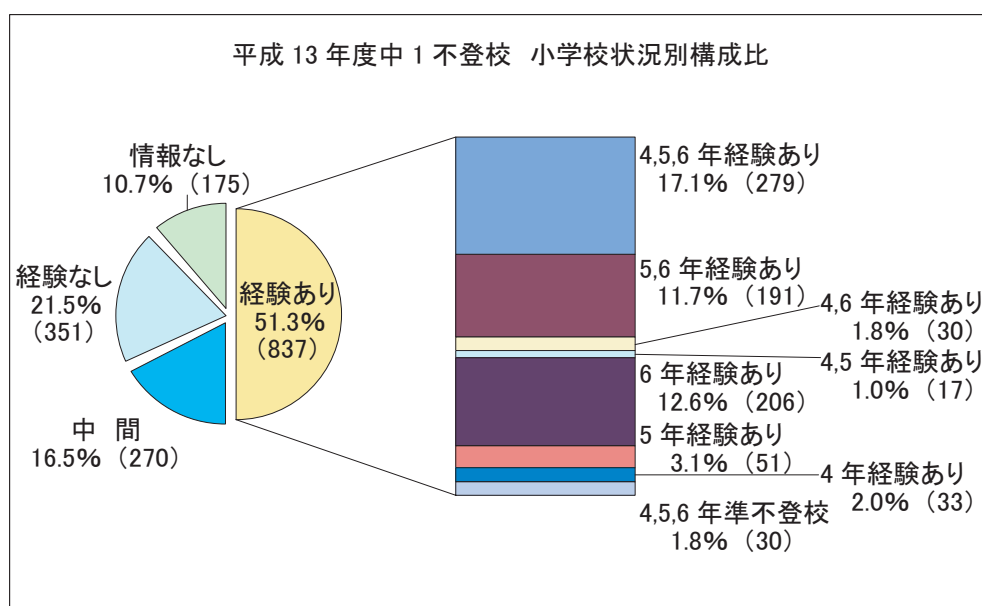
国立教育政策研究所生徒指導研究センターによる「中1不登校調査」は、平成14年度から16年度にかけて、中学校1年生時の不登校に焦点を絞って実施された。目的は小学校6年生から中学校1年生にかけての不登校急増のメカニズムを明らかにし、その未然防止策を検討することにあつた。平成14年度の調査対象は47都道府県（以下、県）のうち4県の114市町内にある全公立中学校に在籍する、平成13年度に不登校を理由として30日以上欠席をした中学校1年生全員である。調査の方法は各学校の不登校担当者によって回答される「生徒調査」であり、その内容は以下の①～④の項目である。

- ①中学校1年生時の月別欠席状況
- ②小学校4年生時から6年生時の欠席状況（遅刻、早退、別室登校含む）
- ③不登校の態様（きっかけと継続の理由）
- ④当該生徒のおおまかな学力

分析は、小学校4～6年生時の欠席日数と保健室等登校の日数を単純に加算し、遅刻早退の日数が報告されている場合にはそれを半日分の欠席として加算した「不登校相当」という概念により行われた。そして、小学校4年生から6年生の間に1回でも不登校相当の経験がある場合には「経験あり」、一度もない場合には「経験なし」、という具合に「小学校状況」を分類し、その特徴が検討された。

この調査研究によって得られた主たる知見の一つは、小学校から中学校にかけての増加傾向が、従来考えられていたものよりも小さいという点である。いわゆる『問題行動調査』で示される数字では、中学校1年生の不登校生徒数は前年度の小学校6年生の不登校児童数の2倍から3倍と計算できる。ところが、「生徒調査」の結果を見ると、多

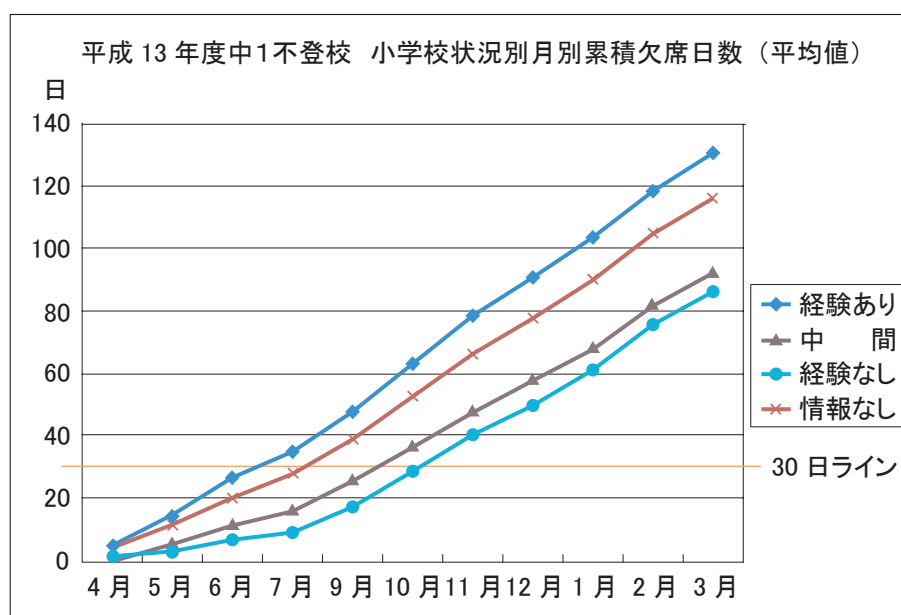
3-15図 平成13年度中1不登校生徒 小学校状況別構成比



くても2倍程度にしか増えない。3-15図に示されているとおり、平成13年度の中学校1年生の不登校生徒のうち半数以上の51.3%は小学校の4年生から6年生で不登校相当の「経験あり」群であり、反対に「経験なし」群は21.5%に過ぎないのである。

もう一つの重要な知見は、こうした「経験あり」群と「経験なし」群とでは、中学校1年生時の休み方に大きな差があるという点である。3-16図に示されているとおり、「経験あり」群の平均累積欠席日数は4月から目立っており、5月以降、その傾向は増加して7月には30日を超える。それに対して、「経験なし」群では、1学期の間は「経験あり」群の半分以下の日数にとどまり、目立ち始めるのは9月以降からである。しかも、この傾向は不登校の「きっかけ」や「継続理由」によって変わることはない。つまり、未然防止という点で言うと、「経験あり」群に対する1学期当初からの対応の重要性が明らかになった。「経験あり」群が2日休んだらチーム対応を開始する等の提言は、こうしたエヴィデンスに基づいてなされた。

3-16図 平成13年度中1不登校生徒 小学校状況別累積欠席日数（平均値）



(出典) 国立教育政策研究所生徒指導研究センター『中1不登校生徒調査(中間報告)  
[平成14年12月実施分] - 不登校の未然防止に取り組むために -』2003年

#### 4. 高等学校における長期欠席及び不登校の状況

中学校卒業後に、高等学校や各種学校等に進学する生徒の割合は、平成15年度から平成20年度にかけて、毎年97%以上となっている。こうした中、平成16年度から国・公・私立高等学校における長期欠席者の状況について調査が開始された。なお、長期欠席の理由については、小・中学校と同様、「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「その他」としている。

##### (1) 高等学校における理由別長期欠席者数

国・公・私立高等学校における理由別長期欠席者数は、平成16年度から19年度にかけて減少傾向にあるが、在籍者数の約3%となっており、毎年10万人を超えている。そのうち過半数の生徒が、「不登校」を理由に30日以上欠席している。

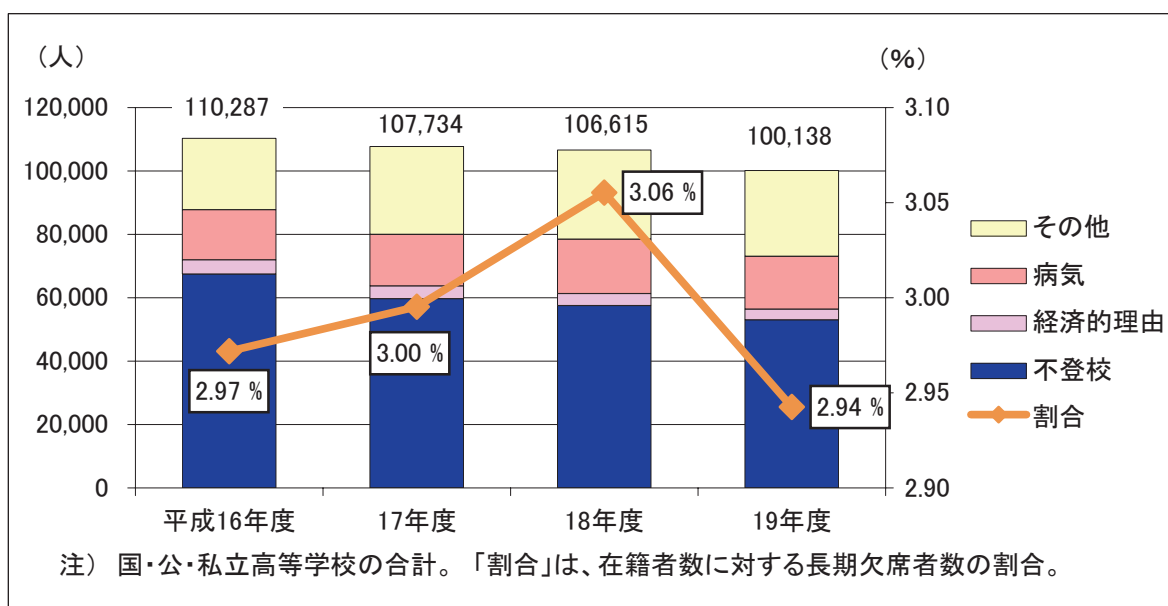
3-17表 高等学校における理由別長期欠席者数の推移

区分	16年度	17年度	18年度	19年度
在籍者数	3,711,062	3,596,820	3,489,545	3,403,076
不登校	67,500 (1.82%)	59,680 (1.66%)	57,544 (1.65%)	53,041 (1.56%)
経済的理由	4,459 (0.12%)	4,081 (0.11%)	3,755 (0.11%)	3,396 (0.10%)
病気	15,811 (0.43%)	16,218 (0.45%)	17,194 (0.49%)	16,658 (0.49%)
その他	22,517 (0.61%)	27,755 (0.77%)	28,122 (0.81%)	27,043 (0.79%)
計	110,287 (2.97%)	107,734 (3.00%)	106,615 (3.06%)	100,138 (2.94%)

(注) 調査対象：国・公・私立高等学校。(%)は、在籍者数に対する割合。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

3-18図 高等学校における理由別長期欠席者数の推移

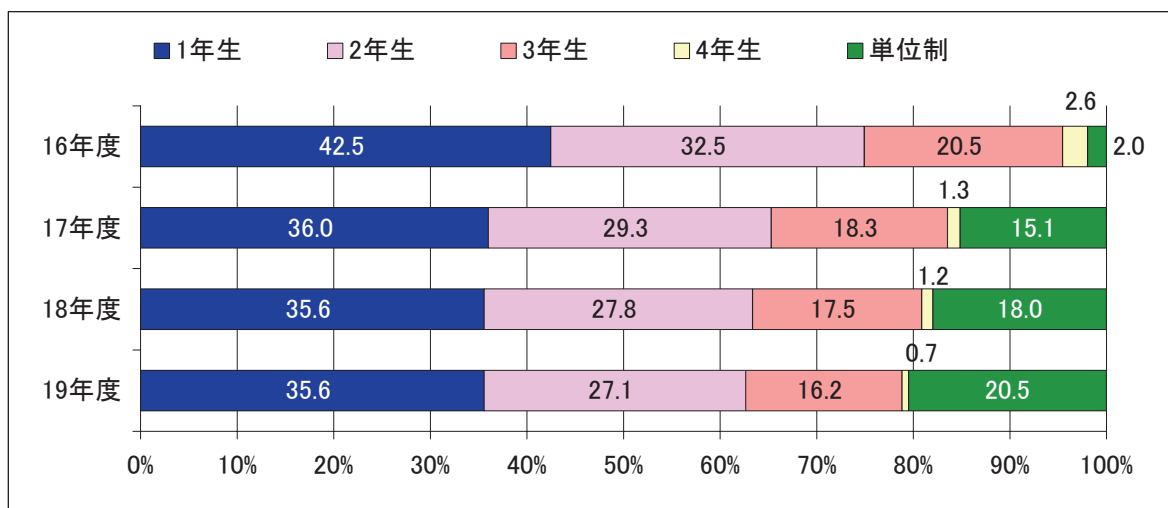


(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

## (2) 高等学校における不登校の状況

学年別に見ると、不登校生徒は第1学年に最も多い。ただし、不登校生徒の中には退学したり（平成19年度37.3%）、原級留置したり（平成19年度9.9%）する生徒もいるので、小・中学校の不登校と同様にとらえることはできない。

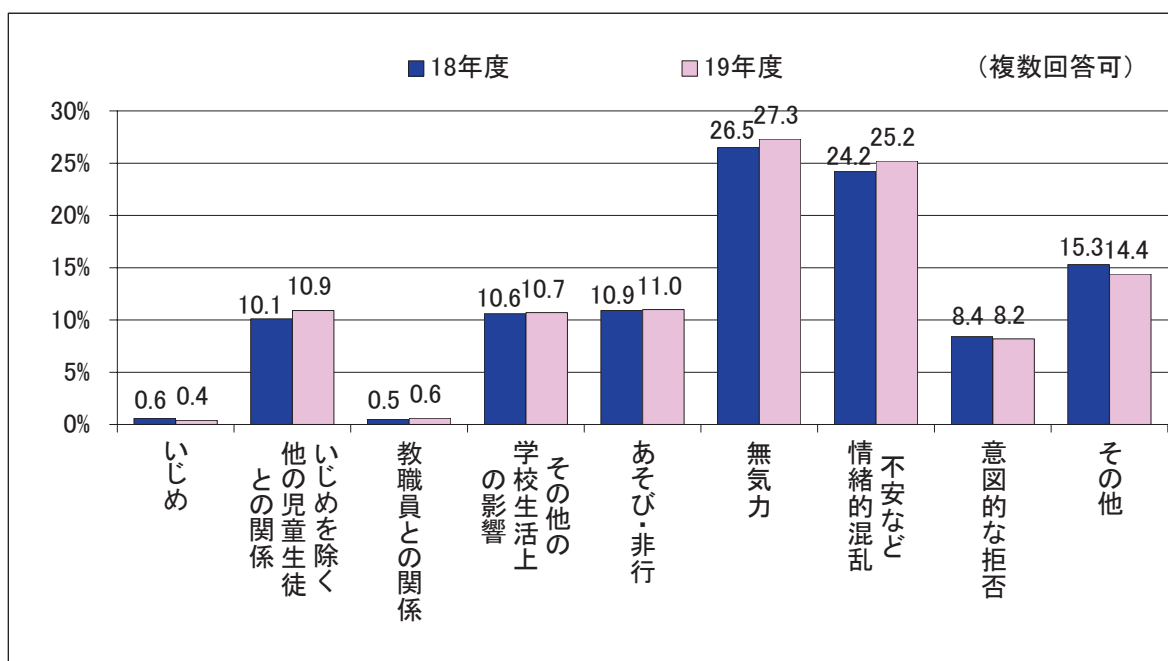
3-19図 学年別不登校生徒数



(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

不登校状態が継続している理由は、「無気力」が最も多く、次に「不安など情緒的混乱」が多い。

3-20図 不登校状態が継続している理由



※「不登校状態が継続している理由」の具体的な内容は、小学校（3-9図）に同じ。

(資料) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

## コラム 《適応感を高める高校づくり》

国立教育政策研究所生徒指導研究センターによる「高校不登校調査」は、平成18年度から19年度にかけて、高校1年生時の不登校生徒に焦点を絞って実施された。目的は、中学校1年生～3年生時に30日以上長期欠席の経験を持つ生徒が他の生徒と同様に安心して通える、高校の特徴を明らかにすることにあった。調査対象は、47都道府県（以下、県）のうちの3県にある70校以上の公立高校に在籍する1年生全員である。方法は生徒自身が回答する「高校生調査」であり、個人の変容過程が追跡できるよう5月・7月・12月・3月に実施された。その内容は以下の①～⑦の項目である。

- ①高校生活への適応状況と自己肯定感
- ②相談できる人間関係
- ③ストレス感
- ④登校忌避感情とその理由
- ⑤中学校時代の欠席状況（5月のみ）
- ⑥入学直後の気持ち（5月のみ）
- ⑦1年間を振り返った気持ち（3月のみ）

また、この調査に加え、欠席日数の多い生徒については月別の欠席日数や転学、中途退学の状況を調べる「出欠状況調査」も行われた。この調査の回答者は各学校の不登校担当者である。

二つの調査結果を突き合わせた分析から、中学校時代に30日以上長期欠席を経験した生徒が6名以上在籍しているにもかかわらず、高校になってからはその全員が不登校にならずに1年間を過ごしており、それ以外の生徒についても新たに不登校になったり、転学や中途退学をしたりする生徒が少ない4つの高校が抽出された。そして、それらの高校が実際にどのような取組を行ったのか、どのような点に配慮して生徒に接するようしていたのか、等についてさらに調査を行い、その特徴を指摘している。

4校の事例に共通しているのは、第1に、入試の合格発表直後から、積極的に活動していることである。中学校を回って情報を収集したり、保護者を交えて説明会を行ったり、面接週間を設けたりすることにより、不登校を未然に防ぐような手だてが講じられている。第2に、そのようにして収集した情報や、日々、生徒と接することによって得られた情報を、教員間で共有する仕組みがあることである。その他にも、長期休業期間中にどのような活動を行うのか、生徒が進んで自分の将来について考えていく姿勢を持たせるためにどんな工夫をするか、生徒自身が主体的に取り組むようにどんな働き掛けをするか、等も重要であることが明らかになった。

（出典）国立教育政策研究所生徒指導研究センター『適応感を高める高校づくり』平成20年

## 5. 不登校問題への取組

各教育委員会や学校における不登校対策への取組の基本として、国が今までに示した主な答申や施策等は以下のとおりである。

### (1) 不登校にかかわる国の答申等

○学校不適応対策調査研究協力者会議報告概要（平成4年3月）

「登校拒否（不登校）問題について—児童生徒の『心の居場所』づくりを目指して—」

- ・あくまでも児童生徒の学校への復帰を目指して支援策が講ぜられる必要がある。
- ・登校拒否はどの子どもにも起こりうるものである、という観点に立って登校拒否をとらえていくことが必要であるということである。すなわち現在元気に通学している児童生徒も、様々な要因が作用して登校拒否に陥る可能性をもっているという認識をもつことが、登校拒否の予防的観点から特に必要になってくる。
- ・学校が登校拒否問題に対応するに当たって、児童生徒の学校生活への適応を図ることと同時に、その自立をいかに促すかという視点をもって指導することが基本的に重要なことである。

○中央教育審議会第一次答申（不登校関連記述 平成8年7月）

「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」

- ・登校拒否の子どもへの指導に当たって、元の仲間や生活に戻ることにのみこだわらなくてはならず、子どもが登校拒否を克服する過程でどのように個性を伸ばし、成長していくかという視点を大切に、ゆっくり時間をかけて取り組むことも大切なことである。

○中央教育審議会答申（不登校関連記述 平成10年6月）

「幼児期からの心の教育の在り方について」

- ・不登校の子どもは、心の成長の助走期にあり、周囲の人間がゆとりを持って対応する必要があるということを特に強調したい。
- ・早く登校できるようになるということにこだわらなく、子どもが不登校を克服する過程でどのように個性を伸ばし、成長していくかという視点を持つことが求められる。
- ・この問題については、学校のみで解決することに固執すべきではない。



○「不登校への対応の在り方について」（平成15年5月16日付け文部科学省初等中等教育局長通知）より

※ この通知は、不登校問題に関する調査研究協力者会議「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」（平成15年3月）の趣旨を踏まえたものである。

## 1 不登校に対する基本的な考え方

### ① 将来の社会的自立に向けた支援の視点

不登校の解決の目標は、児童生徒の将来的な社会的自立に向けて支援することであること。したがって、不登校を「心の問題」としてのみとらえるのではなく、「進路の問題」としてとらえ、本人の進路形成に資するような指導・相談や学習支援・情報提供等の対応をする必要があること。

### ② 連携ネットワークによる支援

学校、家庭、地域が連携協力し、不登校の児童生徒がどのような状態にあり、どのような支援を必要としているのか正しく見極め（「アセスメント」）を行い、適切な機関による支援と多様な学習の機会を児童生徒に提供することが重要であること。その際には、公的機関のみならず、民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完し合うことの意義が大きいこと。

### ③ 将来の社会的自立のための学校教育の意義・役割

義務教育段階の学校は、自ら学び自ら考える力なども含めた「確かな学力」や基本的な生活習慣、規範意識、集団における社会性等、社会の構成員として必要な資質や能力等をそれぞれの発達段階に応じて育成する機能と責務を有しており、関係者はすべての児童生徒が学校に楽しく通うことができるよう、学校教育の一層の充実のための取組を展開していくことがまずもって重要であること。

### ④ 働きかけることや関わりを持つことの重要性

児童生徒の立ち直る力を信じることは重要であるが、児童生徒の状況を理解しようとすることもなく、あるいは必要としている支援を行おうとすることもなく、ただ待つだけでは、状況の改善にならないという認識が必要であること。

### ⑤ 保護者の役割と家庭への支援

保護者を支援し、不登校となった子どもへの対応に関してその保護者が役割を適切に果たせるよう、時機を失することなく児童生徒本人のみならず家庭への適切な働きかけや支援を行うなど、学校と家庭、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。

○「教育振興基本計画」（不登校関連記述 平成20年7月）より

基本方針2の②「規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる」※不登校関連記述

不登校の児童生徒への学校内外における相談体制の整備を進めるなど、不登校の子ども等の教育機会について支援を図る。

## (2) 不登校にかかわる国の主な施策等

### ◆出席扱いについての措置

- 不登校児童生徒が適応指導教室等の学校外の機関で指導等を受ける場合について、一定要件を満たすときは校長は指導要録上「出席扱い」にできることとする。  
（「登校拒否問題への対応について」（平成4年9月文部省初等中等教育局長通知））  
また、この場合、通常定期乗車券制度（いわゆる「学割」）の適用を受けることができる。（「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について」（平成5年3月文部省初等中等教育局中学校課長通知））

### ◆教育支援センター（適応指導教室）の整備

- 教育委員会が設置・運営する不登校児童生徒の学校復帰に向けた適応指導を行う「教育支援センター（適応指導教室）」の設置の推進（平成2年度～ 文部省）

### ◆高等学校の入学者選抜の改善について（平成9年11月）

- 高等学校の入学者選抜にあたって、不登校生徒については、通学動機等を自ら記載した書類など調査書以外の選抜資料としての活用を図るなど、より適切な評価に配慮するよう都道府県教育委員会に通知

### ◆マルチメディアを活用した補充指導についての調査研究（平成9年度～15年度）

### ◆中学校卒業程度認定試験における受験資格の拡大（平成9年3月）

### ◆スクールカウンセラー等活用事業補助（平成13年度～ ※平成7年度～12年度は、スクールカウンセラー活用調査研究委託事業）

（◆「心の教室相談員」の配置（平成10年度～15年度））

### ◆不登校児童生徒の適応指導総合調査研究委託—スクーリング・サポート・プログラム（SSP）—（平成11年度～14年度）

### ◆サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業（平成14年度～15年度）

### ◆スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業（SSN）（平成15年度～18年度）

### ◆問題行動に対する地域における行動連携推進事業（平成16年度～18年度）

### ◆問題を起こす子ども等の自立支援事業（平成19年度～）

### ◆問題行動等への対応におけるNPO等の活用に関する実践研究事業（平成17年度～）

### ◆スクールソーシャルワーカー活用事業（平成20年度～ ※平成20年度は委託事業、平成21年度～補助事業）